

古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外 (平成26年4月1日 国土交通省通知 国住指第1号)

特例措置前

○登録有形文化財やその他の歴史的建築物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについて、建築基準法の適用除外であるとされている。

(規制の根拠)

建築基準法第3条第1項第3号

ニーズ

○古民家等を活用する際には、建築審査会の個別の審査が必要であるため、活用できるようになるまで時間を要する。

特例措置

○地方公共団体において、古民家等の歴史的建築物の保存と活用が円滑に進むよう、あらかじめ一定のルールを定め、地方公共団体に設ける歴史的建築物の保存活用、構造安全性に詳しい者からなる委員会等における審査によって認められた場合には、建築審査会での個別の審査を経ずに、建築審査会の同意があったものとみなし、建築基準法の適用除外とする旨を技術的助言として全国に通知した。

効果

○古民家等の歴史的建築物の有効活用による、地域の活性化や国際観光の振興が可能となる。